

社会保険労務士

関島事務所便り

ご連絡先：〒125-0041
東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



特別障害給付金 障害無年金者のための 特別措置

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できていなかった障害者に対する福祉的措置として今年の4月より、「特別障害給付金制度」が実施されています。

◆特別給付金制度の概要

●支給対象となる方

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障害状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金などを受給できる方は対象外です

※給付金を受けるためには社会保険事務局での認定が必要です。

●支給額

- ・障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円
- ・障害基礎年金2級相当に該当する

方：月額4万円

※支給額は、毎年度の物価変動に応じて改定されます。

※本人の所得が一定額以上のときは、支給が全額または半額に制限される場合があります。

※認定を受けた後、請求月の翌月分から支給され、支払いは年6回(偶数月)です。

●請求手続

原則65歳に達する日の前日までに請求する必要がありますが、今年の4月1日現在で65歳を超えている方でも平成22年3月31日までの間であれば請求を行うことができます。

請求の窓口は住所地の市区役所、町村役場ですが、審査・認定・支給事務は社会保険事務局が行います。

～当事務所より一言～

◆7月は健康保険・厚生年金保険算定基礎届の提出があります。すでに社会保険事務所または健康保険組合から郵便物が届いていると思います。4月・5月・6月の賃金台帳のコピーとあわせて近く取りに伺いますのでよろしくお願ひします。

◆私この度、東京都社労士会葛飾支部大会で当支部の副支部長(公共職業安定所担当)に選出されました。なにかとご活用下さい。

個別労働紛争処理制度の 利用が増加

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月施行から約3年半を経過しましたが、制度の利用が着実に増加しています。

◆相談受付状況

労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナー(全国で約300カ所)に平成16年度に寄せられた相談は82万件超で、そのうち解雇、労働条件の引き下げ等、民事上の個別労働紛争に関するものが16万件を超えています。

また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く27.1%、労働条件の引き下げが16.0%、いじめ・嫌がらせが8.1%となっています。

◆都道府県労働局長による 助言・指導

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するものが31.3%、労働条件の引き下げが14.7%、いじめ・嫌がらせが7.41%となっており、申出された方は、労働者が95.1%と大半ですが、事業主からの申出もあります(4.9%)。

就労状況は正社員が61.3%と最も多く、ついでパート・アルバイトの19.9%、派遣・契約社員も12.5%を占めています。

◆紛争調整委員会によるあっせん

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが40.5%、労働条件の引き下げが13.0%、いじめ・嫌がらせが8.1%と続いています。

申請された方は、労働者が98.1%、事業主からの申請が1.9%、また労使双

方からの申請もありました。(0.1%)

就労状況は正社員が62.8%、パート・アルバイトが19.1%、派遣・契約社員が13.0%を占めています。

労働基準監督署の立入調査

労働基準監督官が事業場に立入調査をすることを「臨検」といいます。労働基準法第101条では、労働基準監督官が事業場等に臨検を行い、帳簿や書類の提出を求め、または使用者や従業員に対して尋問を行う権限をもつことが定められています。

臨検には、①定期監督、②申告監督、③再監督の3種類があります。①の定期監督とは、労働基準監督署が計画を定め、その定期的な計画に基づく監督です。②の申告監督とは、労働基準監督署に対し、従業員等から法令違反の申告があった場合に実施されるものです。③の再監督とは、定期監督等のその後の実施状況を確認するためのものです。最近増加しているのは、②の申告監督です。

ところで、労働基準法第102条は刑罰法規であり、ここでは労働基準監督官は司法警察官の職務を行うことが定められています。ですから、労働基準監督官の監督指導に従わない悪質な場合は、送検・起訴に及ぶことも可能なのです。

ちなみに、労働安全衛生法関係の臨検は予告なしの抜き打ちが多いのに対し、労働基準法関係は、帳簿の確認や聞き取りが必要なために大抵予告があります。

臨検で問題があった場合は、「是正勧告書」か「指導票」が交付されます。是正報告書には、法令違反事項と是正期日が記載されており、期日までに是正して、是正報告書を提出しなければなりません。一方の指導票は、法令違反ではないが労務管理や労働安全衛生法上改善すべき点があると判断された場合に交付されます。これも期日までに報告しなければなりません。

是正監督・指導を無視する場合や虚偽の報告をする場合は、改善の意思がない悪質な事業主と判断されて、送検されることもあります。労働基準監督官の監督・指導は、真摯に受け止めるべきでしょう。